

第2章 地球温暖化防止に向けた取り組みの動向

2-1 国際社会における取り組み

地球温暖化防止に関する対策として、1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約^{※4}」という。）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

気候変動枠組条約に掲げられた「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を達成するためには、排出される温室効果ガスの量と吸収される温室効果ガスの量とが均衡し、地球の大気中の温室効果ガスストックとしての量に変化しない状態にする必要があるとされています。

1997年に開催された地球温暖化防止京都会議（COP^{※5}3）では京都議定書^{※6}が採択され、この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベル（フロン等3ガスについては1995年）から6%削減することを約束しています。

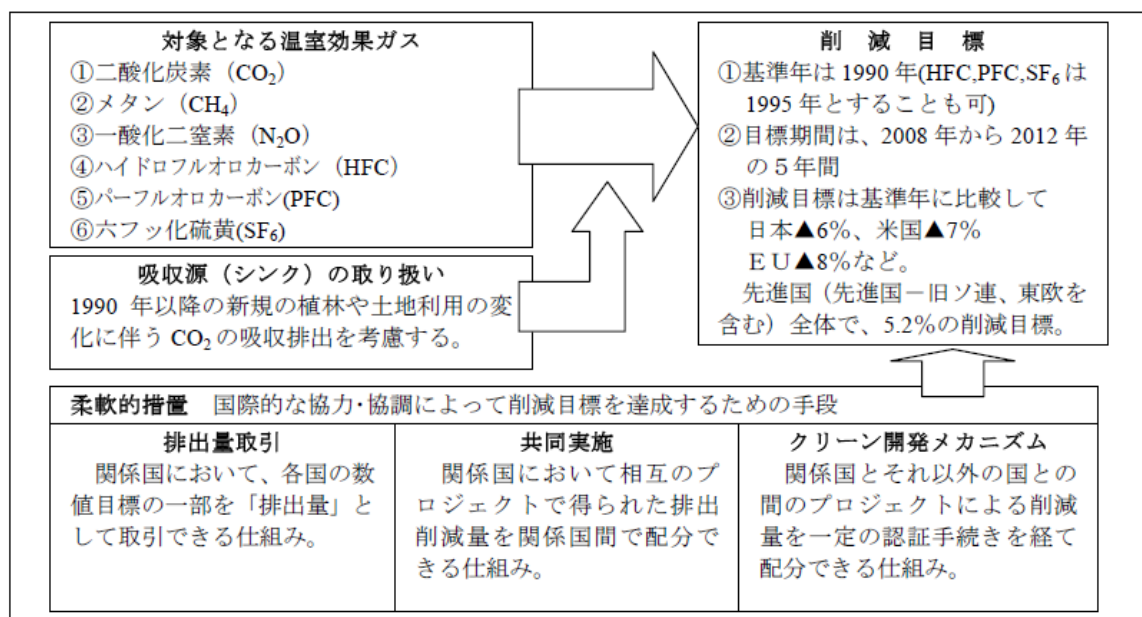


図2-1-1 京都議定書の概要

しかし、京都議定書が採択された1997年から数年が経過した2001年には、世界最大の排出国である米国が京都議定書への不参加を表明しました。また、中国やインドなどの近年、急激な経済成長により温室効果ガスの排出量が急増している国に対する措置が、気候変動枠組条約締約国会議において議論されています。

2007年に開催されたCOP13において、先進国および途上国に対して排出抑制のための約束を規定すること、国際的な取り組みの長期的な目標についてビジョンを共有することなどを2009年に開催されるCOP15をめざして、国際交渉を進めることを盛り込んだバリ行動計画が合意されました。

また、国連会議のほかG8主要国サミットにおいても地球温暖化問題への取り組みが議論され、2008年に開催された洞爺湖サミットでは、世界全体の排出量を2050年までに半減させるとする目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有し採択を求めることで合意されました。

そして、2009年のCOP15においては、2013年以降の国際枠組みの骨格を示した「コペンハーゲン合意」を留意にとどめて閉幕し、2010年にメキシコで開催されたCOP16では、温暖化ガスの排出削減に向けた新たな国際ルールの骨格となる「カンクン合意」を採択し、2013年以降の「ポスト京都議定書」の枠組みづくりは次のCOP17に委ねられました。

2-2 我が国の取り組み

(1) 概要

国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年（平成10年）10月に公布され、1999年（平成11年）4月に施行されました。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組を整備するものとなっています。さらに、2008年（平成20年）6月の法改正により、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

地球温暖化対策に関する具体的な取り組みについては、京都議定書の発効を受けて、2005年（平成17年）4月に「京都議定書目標達成計画^{*7}」が定められ、京都議定書で定められた基準年比6%削減の目標達成に向けた基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

さらに、2008年（平成20年）年3月の改定において、「集約型・低炭素型都市構造の実現」などの追加対策が盛り込まれ、ますます地方公共団体の役割が重要となってきています。

また、低炭素社会づくり行動計画において2050年までに現状（2005年）から60%～80%削減するという目標を定め、太陽光発電^{*8}の導入量の大幅拡大等の革新的技術開発と既存先進技術の普及や、国全体を低炭素化に動かす仕組みとして、二酸化炭素に価格を付加し、市場メカニズムを活用するとともに、二酸化炭素排出に関する情報提供を促進すること等が盛り込まれるとともに、地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくりが位置づけられています。

そして、2009年（平成21年）9月には、鳩山首相（当時）が国連総会の一環として開催された国連気候変動首脳会合で、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に2020年（平成32年）までに日本の温室効果ガスを1990年比で25%削減とする目標が表明されています。

(2) 国の排出実態

我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成19年度（2007年度）確定値でCO₂換算13億7,400万トンをあり、京都議定書の基準年（1990年。ただし、HFCs、PFCs及びSF₆については1995年）の排出量であるCO₂換算12億6,100万トンと比べると、9%の増加となっています。

まずは、増加傾向にある温室効果ガスの排出量を減少基調とさせ、京都議定書の目標の達成、さらに継続的な排出削減を図っていく必要があります。

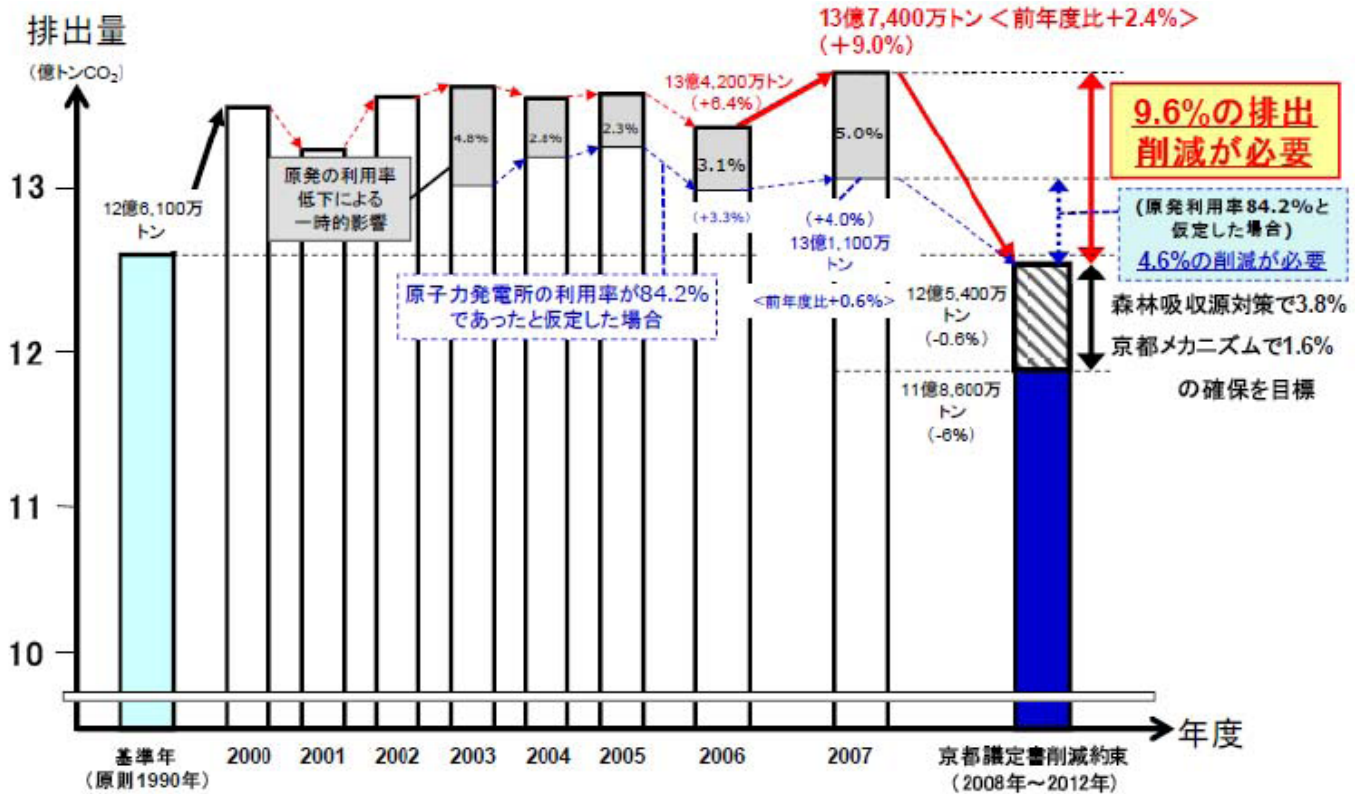


図2-2-1 国の温室効果ガスの排出量（2007年度確報値）

2-3 愛知県の取り組み

(1) 愛知県の計画推移

愛知県では、1994年（平成6年）3月に県レベルの地球温暖化対策の基本計画となる「あいちエコプラン21（愛知県地球温暖化対策推進計画）」を策定しました。

その後、「京都議定書」の採択、「地球温暖化対策推進大綱」の決定、「地球温暖化対策推進法」の施行等の国内外の動向を踏まえ、2000年（平成12年）3月に「あいちエコプラン21」を見直し、地球温暖化対策の地域からの取り組みを一段と推進するため「あいちエコプラン2010（愛知県地球温暖化対策地域推進計画）」が策定されました。

2003年（平成15年）9月には、同年3月に公布された「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、県、事業者、県民のそれぞれが取り組むべき事項を定めた「地球温暖化の防止に関する計画」が策定されました。

また、2008年からの「京都議定書」の発効に先立ち、2005年（平成17年）1月に、「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、各種施策を推進しています。

(2) 温室効果ガス排出量の推計

本県における温室効果ガス排出量の現況と将来

（単位：10万t- CO_2 /％）

部 門	基準年度	2001年度	現状対策ケース		対策強化・重点施策ケース				
			2010年度	増加率(%)	2010年度	増加率(%)			
							区分内	区分内	
エネルギー起源 CO_2	産 業	427.1	407.6	411.5	▲3.7	4.3	384.8	▲9.9	▲2.7
	民生(家庭)	73.2	92.8	84.2	15.0		75.9	3.7	
	民生(業務)	83.8	105.2	98.2	17.2		88.0	5.0	
	運 輸	109.2	135.2	132.9	21.7		124.3	13.8	
	エネルギー転換	14.8	15.8	15.3	2.4		13.5	▲8.6	
	計	708.1	756.6	742.1	4.8		686.5	▲3.1	
非エネルギー起源 CO_2 等	34.6	44.8	45.4	1.3	40.5	0.7			
代替フロン等ガス	51.7	38.2	27.6	▲3.0	27.0	▲3.1			
森 林 吸 収	-	-	▲7.4	▲0.9	▲7.4	▲0.9			
合 計	794.3	839.5	807.7	1.7	746.6	▲6.0			

（出典：あいち地球温暖化防止戦略概要版）

表2-3-1 本県における温室効果ガス排出量の現況と将来

(3) 部門別主な対策一覧

重点施策の概要			
部門	重点施策	概要	数値目標
エネルギー起源CO ₂	産業 ①CO ₂ 排出削減マニフェストの締結 CO₂マニフェスト作戦 ②「地球温暖化対策計画書」制度の推進	県と事業者との自主管理対策協定の締結 条例に基づく排出量の自主的な把握・報告・公表制度	100マニフェスト締結
	家庭 ③省エネペーシングの普及拡大 ④「あいちエコ住宅」づくりの推進 ⑤太陽エネルギー利用施設等の普及促進 ソーラーミリオン作戦 ⑥燃料電池の普及促進 燃料電池フロンティア作戦 ⑦エコポイントによる市民の温暖化防止行動の促進 ⑧地域・企業等のエココミュニティ活動の促進 どこでもエコ協議会作戦	性能表示による省エネ型家電製品の買換え促進 環境配慮型住宅づくりの普及促進 太陽光・風力発電等の導入支援・県庁率先導入 燃料電池の導入支援 NPO主体の「EXPO エコマネー」の継承 各種地域協議会活動によるライフスタイルの転換	100店舗で実施 100万基設置 1,000基設置 100協議会設置
	業務 ⑨チェーンまるごとエコショップ化の推進 チェーンまるごとエコショップ作戦 ⑩ESCO事業の展開 省エネESCO作戦 ⑪コージェネレーション・地域冷暖房システムの導入拡大	本部を通じたチェーン店全体の省エネ化の推進 県庁率先導入及び市町村・民間施設への普及拡大 システム化によるエネルギー効率の向上	1,000店舗に展開 500施設で導入
	運輸 ⑫エコカーの普及拡大 エコカー300万台作戦 ⑬グリーン配送の促進 ⑭バイオ燃料の導入拡大 ⑮公共交通利用への転換促進 ⑯ITSの活用促進 ⑰エコドライブの実践促進	低公害車等の導入支援、エコステーションの整備 低公害車使用・共同輸配送等グリーン物流の促進 E3(バイオエタノール3%混合ガソリン)・BDF(バイオディーゼル燃料)の普及拡大 パークアンドライドの推進 ETCの利用拡大 エコドライブ教育の推進・エコドライブ宣言者の拡大	300万台普及 宣言3,000事業所 P&R2,000台 宣言7万人
	非エネルギーCO ₂ 等 ⑱「あいちエコタウンプラン」の推進 ⑲フロン回収の推進	廃棄物の減量と再利用・再資源化の促進 業務用空調機器・使用済自動車等のフロン回収	
	吸収源対策 ⑳森林の適正な整備・保全と木材の利用促進 ㉑家庭・オフィスビル等の緑化の促進 県民グリーン運動作戦	森林の整備・保全、木材・木質バイオマスの利用拡大 県民植樹運動の推進、グリーン改修の普及拡大	
	普及発等 ㉒エコファミリー宣言制度の普及 ㉓エコスクール(環境学習・エコ校舎改修)の推進 ㉔産学官連携による地域エネルギーの研究推進 ㉕省エネ技術の発掘・移転の促進 技術移転ニュービジネスモデル作戦	「あいちエコファミリー宣言」制度の設定・普及 モデル学区における学校校舎のエコ改修・環境学習の推進 新エネ実証実験、燃料電池技術開発、エネルギー最適社会ビジョン研究等 NPO主体の事業者間省エネ技術移転制度の導入支援	1万世帯登録

※作戦名のある施策が「あいちecoモデル」

(出典：あいち地球温暖化防止戦略概要版)

表 2-3-2 重点施策の概要

2-4 日進市の取り組み

日進市は、平成8年10月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、「日進市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画^{※9}」を策定しました。計画期間は15年間とし、一般廃棄物処理を取り巻く環境の変化に対応すべく5年ごとに見直しすることとし、平成13年度、平成18年度の見直しを経て、長期的・総合的視点に立ち、さらなるごみの減量化・資源化及び適正処理を推進しています。

また、平成16年3月に環境保全に関する施策を総合的で計画的に推進するため、環境まちづくり基本条例第14条に規定する「日進市環境基本計画^{※10}」を策定しました。計画期間は20年間とし、社会経済情勢や環境問題の変化に対応するため、5年ごとに短期目標を定め、平成21年3月に短期目標の見直しを行い諸施策を推進しています。

平成17年4月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に伴い、日進市役所内の省エネルギー・省資源を推進し温室効果ガスの削減に向けた「日進市環境保全創出のための行動計画」を策定し、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)として地球温暖化対策の取り組みを推進しています。